2　改正法附則第三条第一項第一号の人事院規則で定める日は、平成二十一年四月二日（同日から基準日までの期間において新たに職員となった日（当該期間において、職員が人事交流等により引き続いて前項各号に掲げる者となり、引き続き当該各号に掲げる者として勤務した後、引き続いて職員となった場合における当該日を除く。）がある場合は当該日（当該日が二以上あるときは、当該日のうち最も遅い日）から基準日までの期間における減額改定対象職員（同条第一項第一号に規定する減額改定対象職員をいう。以下同じ。）となった日のうち最も早い日とする。

（在職しなかった期間等がある職員の改正法附則第三条第一項第一号の月数の算定）

第二条　改正法附則第三条第一項第一号の人事院規則で定める期間は、次に掲げる期間とする。

一　職員として在職しなかった期間（基準日まで引き続いて在職した期間以外の在職した期間であって、平成二十一年四月一日から基準日までの間において、職員が人事交流等により引き続いて前条第一項各号に掲げる者となり、引き続き当該各号に掲げる者として勤務した後、引き続いて職員となり、基準日まで引き続き在職した場合における当該各号に掲げる者となる前の職員として引き続き在職した期間以外のものを含み、同月からこの規則の施行の日（次項において「施行日」という。）の属する月の前月までの間の月の中途において、同条第一項第二号又は第四号に掲げる者（以下「特別職国家公務員等」という。）であった者から人事交流等により引き続き新たに職員となった場合における新たに職員となった月の初日から新たに職員となった日の前日までの期間のうち特別職国家公務員等として勤務した期間（以下この条において「特定特別職国家公務員等期間」という。）を除く。）

二　休職期間（法第七十九条の規定により休職にされていた期間（俸給の全額を支給された期間を除く。）をいう。）、専従休職期間（法第百八条の六第一項ただし書に規定する許可を受けていた期間をいう。）、派遣期間（派遣法第二条第一項の規定により派遣されていた期間（俸給の全額を支給された期間を除く。）をいう。）、育児休業期間（育児休業法第三条の規定により育児休業をしていた期間をいう。）、育児短時間勤務等期間（育児休業法第十二条第一項に規定する育児短時間勤務及び育児休業法第二十二条の規定による短時間勤務をしていた期間をいう。）、交流派遣期間（官民人事交流法第二条第三項に規定する交流派遣をされていた期間をいう。）、法科大学院派遣期間（法科大学院派遣法第十一条第一項の規定により派遣されていた期間をいう。）若しくは自己啓発等休業期間（自己啓発等休業法第二条第五項に規定する自己啓発等休業をしていた期間をいう。）又は特定特別職国家公務員等期間におけるこれらに相当する期間

三　停職期間（法第八十二条の規定により停職にされていた期間をいう。）又は特定特別職国家公務員等期間におけるこれに相当する期間

四　給与法附則第六項、育児休業法第二十六条第二項、勤務時間法第二十条第三項、法科大学院派遣法第七条第二項若しくは規則一七―二（職員団体のための職員の行為）第六条第七項の規定により給与を減額された期間若しくは法第百三条の規定による承認若しくは法第百四条の規定による許可を得て勤務しなかったことにより給与を減額された期間又は特定特別職国家公務員等期間におけるこれらに相当する期間

五　給与法第十五条の規定により給与を減額された期間又は特定特別職国家公務員等期間におけるこれに相当する期間

六　減額改定対象職員以外の職員であった期間又は特定特別職国家公務員等期間におけるこれに相当する期間

2　改正法附則第三条第一項第一号の人事院規則で定める月数は、平成二十一年四月から施行日の属する月の前月までの各月のうち次のいずれかに該当する月の数とする。

一　前項第一号、第二号、第四号又は第六号に掲げる期間のある月

二　前項第三号又は第五号に掲げる期間のある月（前号に該当する月を除く。）であって、その月について支給された俸給の額（特定特別職国家公務員等期間のある月にあっては、俸給及びこれに相当する給与の額の合計額）が改正法附則第三条第一項第一号に規定する合計額に百分の〇・二四を乗じて得た額（第五条において「附則第三条第一項第一号基礎額」という。）に満たないもの（改正法附則第三条第一項第二号に掲げる額を調整額に含めない職員）

第三条　改正法附則第三条第一項第二号の人事院規則で定める者は、平成二十一年六月一日において減額改定対象職員であった者のうち、同日から基準日までの期間引き続き在職した者（当該期間の全期間が職員として在職した期間又は人事交流等により第一条第一項各号に掲げる者として勤務した期間である者を含む。）以外の者とする。

（特別職国家公務員等であった者から引き続き新たに職員となった者についての特例）

第四条　改正法附則第三条第二項及び同項の規定により読み替えて適用する同条第一項の人事院規則で定める者は、特別職国家公務員等とする。

2　改正法附則第三条第二項の人事院規則で定めるものは、人事交流等により新たに職員となった者とする。

3　改正法附則第三条第二項の規定により読み替えて適用する同条第一項の権衡を考慮して人事院規則で定める額は、特別職国家公務員等に係る給与に関する法律又は規程の同項の規定に相当する規定の例による同項に規定する調整額に相当する額とする。この場合においては、特別職国家公務員等であった者が人事交流等により引き続き新たに職員となった日の前日を当該相当する規定の例における基準日に相当する日とみなす。

（端数計算）

第五条　附則第三条第一項第一号基礎額又は改正法附則第三条第一項第二号に掲げる額に一円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

（雑則）

第六条　この規則に定めるもののほか、平成二十一年十二月に支給する期末手当に関する特例措置の実施に関し必要な事項は、人事院が定める。

附　則

この規則は、平成二十一年十二月一日から施行する。

国会事項

国会職員の給与等に関する規程等の一部を改正する規程

国会職員の給与等に関する規程等の一部を改正する規程は、十一月三十日両議院議長において、次のとおり決定した。

国会職員の給与等に関する規程等の一部を改正する規程

（国会職員の給与等に関する規程の一部改正）

第一条　国会職員の給与等に関する規程（昭和二十二年十月十六日両院議長決定）の一部を次のように改正する。

第七条の三第二項中「百分の百七十五」を「百分の百六十五」に、「百分の百六十を」を「百分の百五十を」に、「百分の百四十を」を「百分の百二十五を」に、「百分の九十」を「百分の八十」に改め、同条第三項中「百分の百六十を」を「百分の百五十」に、「百分の八十五を」を「百分の八十」に、「百分の百二十」を「百分の百二十、」に、「百分の六十五」を「百分の六十五、」と、「百分の百二十五」とあるのは「百分の七十」に、「百分の九十」を「百分の八十を」に、「百分の五十」を「百分の四十五を」に改める。

第七条の四第二項第一号イ中「百分の七十五」を「百分の七十」に改める。

第十五条第一項中「三万五千三百円」を「三万五千二百円」に改める。